

令和２年 第３回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示１１０号

令和２年第３回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和２年９月３日

まんのう町長 栗田 隆義

- １．招集日 令和２年９月１５日
- ２．場 所 まんのう町役場議場

令和２年第３回まんのう町議会定例会会議録（第４号）

令和２年１０月５日（月曜日）午前 ９時３０分 開会

出席議員 １６名

１番 鈴木 崇 容	２番 常 包 恵
３番 小山 直 樹	４番 京 兼 愛 子
５番 竹林 昌 秀	６番 川 西 米希子
７番 田 岡 秀 俊	８番 合 田 正 夫
９番 三 好 郁 雄	１０番 白 川 正 樹
１１番 白 川 皆 男	１２番 松 下 一 美
１３番 三 好 勝 利	１４番 大 西 豊
１５番 川 原 茂 行	１６番 大 西 樹

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

３番 小山 直 樹	４番 京 兼 愛 子
-----------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 長 森 正 志

企画政策課長	松 浦 正 吾	地域振興課長	松 下 信 重
税 務 課 長	池 下 尚 治	住民生活課長	山 本 貴 文
福祉保険課長	佐 喜 正 司	健康増進課長	國 廣 美 紀
農 林 課 長	小 縣 茂	建設土地改良課長	河 田 勝 美
地籍調査課長	宮 崎 雅 則	会 計 管 理 者	黒 木 正 人
琴南支所長	萩 岡 一 志	仲 南 支 所 長	多 田 浩 章
教育次長兼学校教育課長	香 川 雅 孝	生涯学習課長	細 原 敬 弘

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出があり、受理いたしました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出があり、受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

10月2日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下、議会運営委員会全員が出席いたしまして、本会議の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告します。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第 6 認定第 1 号 令和元年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 2 号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 3 号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 4 号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 5 号 令和元年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 6 号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 7 号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 議案第 1 号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正について

日程第 14 議案第 2 号 まんのう町手数料条例の一部改正について

日程第 15 議案第 3 号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正について

日程第 16 議案第 4 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について

日程第 17 議案第 5 号 新町建設計画の一部変更について

日程第 18 議案第 8 号 令和 2 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号

日程第 19 議案第 9 号 令和 2 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号

日程第 20 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午前 11 時に委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、3 番、小山直樹君、4 番、京兼愛子君を指名いたします。

日程第 3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る9月24日、全員協議会室におきまして、委員5人全員出席し、議長同席の下、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、付託されました案件についてであります。

9月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第2号から第4号、認定第7号、議案第2号、議案第9号の6案件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いました。

まず、認定第2号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等の状況、被保険者数の推移について、直営診療施設内科・歯科診療所の運営状況、施設管理費、医業費、基金積立金、診療報酬、受診者数の推移等についての説明がありました。

委員より、診療所の診療報酬が減収しているが、コロナ禍が影響しているのかとの質疑があり、執行部より、内科・歯科とも患者が受診を控えているようであるとの答弁がありました。

認定第3号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金、被保険者数の状況について説明がありました。

認定第4号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第8期介護保険事業計画業務委託料、介護認定審査会費、施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、介護予防・生活支援サービス事業費、要支援・要介護認定者数、介護保険サービス利用者数等について説明がありました。

委員より、介護保険特別会計における今後の財政的見通しをどう捉えているのかとの質疑があり、執行部より、介護保険特別会計は市町村が全体の12.5%を負担している。給付費が増える中で、負担率を幾らかでも減らすことができるよう市町村会を通じて国に働きかけている。しかし、コロナ禍で国の財政も厳しい状況にあるため、現状では難しいと思う。介護保険の利用者数は、今後、横ばい状態で推移すると思われるため、会計自体はそれほど増えないと思う。しかしながら、一人当たりの介護給付費は今後も増えると考えられるため、依然厳しい状況が続くと捉えているとの答弁がありました。

認定第7号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、施設管理費、維持管理基数、保守点検延べ数、清掃件数等の説明があり、維持管理基数については81基を譲渡した。決算額は4,139万6,000円で、対前年度比7.17%の減との説明がありました。

議案第2号 まんのう町手数料条例の一部改正について、国の法律改正によりマイナン

バーを通知する通知カードが令和２年５月２５日をもって廃止となった。このことに伴い、まんのう町手数料条例の第２条「通知カードの再交付１件につき５００円」の文言を削除するものであるとの説明がありました。

委員より、町は様々な手数料に係る消費税を納めているのかとの質疑があり、執行部より、地方公共団体等が法令に基づいて徴収する手数料については非課税とされているとの答弁がありました。

議案第９号 令和２年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第２号について、新型コロナウイルスに係る国の第２次補正予算で成立した医療従事者等への慰労金交付事業における予算措置である。内科診療所は診療所等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員として一人５万円の給付を受ける対象であるため、医師１名、看護師３名、事務職員１名、合わせて２５万円を設置主体であるまんのう町が県に申請し、報償費で受入れをして支給する。直営診療所施設勘定内科の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，５８５万円とするものであるとの説明がありました。

委員より、介護従事者への支給範囲はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部より、県に問い合わせたところ、地域包括支援センターのケアマネジャー、認定調査員、虐待に携わっている方なども対象となるようである。慰労金は５万円ではないかと思う。支給を受けるには県に個人で請求する方法と報償費で計上して町が支給する方法があるが、業務に携わったことを証明する必要がある。現在、近隣の市町で対象の範囲や請求方法等について協議を行っているところであるとの答弁がありました。

以上、付託された案件につきまして、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第７条の規定により、その結果を御報告いたします。

認定第２号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第３号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第４号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第７号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第２号 まんのう町手数料条例の一部改正について、全会一致で可。議案第９号 令和２年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第２号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の御報告とさせていただきます。

次に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第４ 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第４、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る９月１８日、午前９時３０分より、全員協議会室におきまして、委員全員出席、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

当委員会に付託されました案件は、認定第５号、認定第６号の決算認定と、議案第１号、議案第３号、議案第４号の５案件で、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明があり、慎重に審査をいたしました。

認定第５号 令和元年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、執行部より報告があり、委員より、前年度より供用開始人口が減っているのに使用料収入が上がっている理由は何かとの質疑があり、執行部より、基本的に水道料金は従量制であるため、下水道の料金も実際の使用量によって変動する。また、徴収率も前年度より上がったため、これらが要因ではないかと分析しているとの答弁がありました。

委員より、公共下水道普及率の１４．３％が上がればよいと思うが、今後、エリアの拡大等の展望はあるかとの質疑があり、執行部より、公共下水道の供用エリアについては、エリアを広げることは費用対効果を見込めないため、現在、エリアの拡大は計画していないとの答弁がありました。

次に、認定第６号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、執行部より報告があり、委員より、施設の主な修繕は何か。また、職員が施設内のメーター等をどのくらいの頻度で確認しているかとの質疑があり、執行部より、施設の老朽化によるものが主な修繕である。また、処理施設の管理業務については機械操作が主であるため、直営では難しく、業者に管理委託をしているとの答弁がありました。

次に、議案第１号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正については、町内の森林から生産かつ加工された木材の使用と規定していたが、「かつ加工」という文言を削除することで町産材の流通を促したいとの説明があり、委員より、町内の製材業者等の衰退につながるのではないかと意見がありました。

次に、議案第３号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正について、現在、集会場等の公益性の高い建物については集落排水特別会計の内規の中で使用料免除を運用していたが、今回、使用料免除を条例で明文化し、規定するものであるとの説明がありました。

次に、議案第４号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について、町単独で使用料の徴収業務を行っていたが、本年の４月より香川県広域水道企業団へ業務委託したことから、使用料の徴収委託を条例に明記するものであるとの説明がありました。

以上、質疑、意見がありました。執行部の答弁があり、委員も理解し、了解されたものと思います。

以上で、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第７条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第５号 令和元年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第６号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第１号まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正について、全会一致で可。議案第３号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正について、全会一致で可。議案第４号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第５ 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第５、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第１号、議案第５号、議案第８号の３案件であります。

去る９月２９日、全員協議会室におきまして、委員６人全員が出席、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長も同席、執行部から、町長、副町長、所管課長全員出席の下、審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

初めに、認定第１号 令和元年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定並びに議案第８号 令和２年度まんのう町一般会計補正予算（案）第３号について、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より関係部分の質疑結果等について報告がありました。

報告につきましては、タブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願いします。

その後、付託案件について、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見がありましたので、主なものを報告させていただきます。

認定第1号 令和元年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定については、町職員研修について、千葉県や滋賀県にある全国市町村国際文化研修所等の研修施設を活用してはどうかとの意見があり、執行部より、職員研修は率先的に進めている。これまで数名の職員がその研修に参加しているが、今年度はコロナの影響で取りやめたとの答弁がありました。

また、公用車のリース料について、今回、リース車のメンテナンスを町内業者でなく丸亀市のディーラーとする理由は何かとの質疑があり、執行部より、町内業者を使うよう指示はしていたが、結果的にディーラーでメンテナンスをすることになった。今後、リース会社と協議したいと思うとの答弁がありました。

また、自治振興費について、集会場の建設助成金について質疑があり、執行部より、現在のところ修繕、改築等については補助率が4分の1で、限度額が200万円であるとの答弁がありました。

また、交通政策費について、デマンドタクシーや福祉タクシー、また、路線バスや通学バス等いろいろあるが、利用者の動向を把握し、タクシーやバスなどの事業者の意見をまとめ、政策に生かしてもらいたいとの意見があり、執行部より、当初、地域公共交通総合連携計画を策定し、地域内の公共交通を分析してデマンドタクシーを導入するに至った。現在、観光ニーズにも対応した見直しをする動きが国にあり、この方針が施行される時期に合わせて地域内の公共交通に関するアンケート調査を実施する予定であるとの答弁がありました。

また、防犯対策費について、施設についている防犯カメラの状況について意見があり、執行部より、防犯の関係で警察署からデータ提供の依頼もあることから、作動状態の確認をするとの答弁がありました。

また、使っていない防災無線の鉄塔があり、かなり傷んでいるが、倒れるおそれがあり、危険なため撤去してはどうかとの意見があり、執行部より、現地確認をし、倒壊のおそれがある場合は、優先的に撤去等対応したいとの答弁がありました。

また、賦課徴収費について、コンビニ納付の割合はどれくらいかとの質疑があり、執行部より、コンビニ納付の平成30年度の実績として約7万2,000件中、コンビニ納付の件数は約4,400件で約6.2%、令和元年度では1,000件増え、約5,400件であり、利便性からも今後も増えると考えているとの答弁がありました。

また、中讃広域事務組合へ滞納整理を委託する基準はあるのかとの質疑があり、執行部より、現年分と納付誓約が取れたものについては町で対応し、過年度滞納分は原則移管しているとの答弁がありました。

また、監査の執行状況について、委員より、職員が外部団体等の通帳を管理する場合、

通帳管理者と印鑑管理者を同一の者にしない。例えば各種団体の通帳の印鑑は所管課長が管理するようにして、今回の横領事件のようなことが再発しないようにしてはどうかとの意見がありました。

その後、認定第1号について、討論、採決を行いました。1人の委員より、公用車のリースの町外発注の件や公金横領事件に係る損害賠償金として債権に計上せざるを得ない責任を考えて、認定の可否の表決を控えるとの発言があったため、挙手による採決を行いました。

次に、議案第5号 新町建設計画の一部変更については、執行部より、この変更は東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、被災地市町村以外の団体については、合併特例債の適用が「合併年度及びそれに続く15か年度」から「合併年度及びそれに続く20か年度」と改められたことから、財政計画の期間を令和7年度まで5年間さらに延伸するため、計画の一部を変更するものであるとの説明がありました。

次に、議案第8号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号については、歳入に関する主なものとして、総務費国庫補助金において新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金として3億7,019万円、教育費でコロナウイルス対応の学校保健特別対策事業費補助金150万9,000円など、合わせて153万5,000円を増額計上、総務費において、琴南支所周辺整備事業債を620万円増額、農林水産業債において、農地関連公共事業等債を1,130万円増額、消防債において、小学校体育館空調整備事業に係る指定避難所環境整備事業債を1億8,900万円追加計上するものである。

歳出に関する主なものとして、上水道費においては、香川県広域水道企業団負担金を1,076万6,000円増額補正、これは当初予算から増額負担となり、上水簡水統合による激変緩和措置対策費である。消防費では、第2次のコロナ対策臨時交付金事業として、避難所に簡易ベッドや間仕切りを備蓄する防災活動支援事業に合わせて572万円、小学校の体育館に空調を整備する指定避難所環境整備事業として委託料、工事費など合わせて3億4,100万円を新規計上、財政調整基金を3,450万円増額補正、内訳としては、昨年度末に住民から寄附された繰越金に含まれている2,000万円、競艇組合からのコロナ関連寄附1,250万円及び通常益200万円を計上しているとの説明があり、各委員理解し、了承されたものと思います。

以上が、議案審議であった主な質疑、答弁の報告です。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第1号 令和元年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成多数で認定。議案第5号 新町建設計画の一部変更について、全会一致で可。議案第8号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

5 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 委員長の一般会計歳入歳出決算認定について御報告あったわけですが、総務常任委員会が所管している中で、財政全般に対する質疑があったのか、なかったのか。非常にこの決算認定を通じて次年度の予算編成方針が10月下旬から11月初旬に出されて予算編成されるんだと思います。とりわけ、地方財政健全化法の五つの指標、これをめぐる質疑があったのか、なかったのか。非常に重要な実質公債費比率が合併以来、ずっと下がってきておったんですけれども、7.2から7.9に初めて上がったわけでありまして、これを総務常任委員会においてどのように論議されたのか、これを伺っておきたいと思います。

○大西樹議長 9 番、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 竹林議員のおっしゃったことですが、委員会では具体的な話はなかったんですが、町職員の研修についても、その委員会では具体的な説明はなかったと思います。以上です。

○大西樹議長 5 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 7.2から7.9に上がったんですけれども、合併したとき15.6ぐらいで、そのときから比べると半分の償還負担で、極めて軽い状態にあることを執行部と議会が承知しておきたいと思います。

加えて、地方債残高が136億円あって、基金が70億円あります。これについて総務常任委員会でどのように議論されたのか、お願いします。

○大西樹議長 9 番、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 今の質問やけど、委員会では、ちょっとそのところは、別にその部分についての具体的な話は私もちよとなかったと記憶しとるんですが。

○大西樹議長 5 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 地方債残高が136億円ありますけれども、元利償還金を地方交付税で補填してくれるものがほとんどで、上手な財政運営されて、本町が実質的に償還しなきゃいけないお金は30億円を切っている。基金が70億円あるという状態を我々がひとしく理解して、次年度予算編成すべきじゃないかなと思うわけであります。

続いて、一つ伺っておきたいのは、決算において匿名寄附、それは議会として今後も容認するのか、町長に歳入歳出を委ねてしまって、議会が歳出歳入の報告を受けない運用が定着するとしたら、議会の権限放棄ではないか。これについて総務常任委員会がどのよ

うに議論されたのか、ここを伺っておきたいと思います。

○大西樹議長 9番、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 ただいまの竹林議員の御報告ですが、私なりには総務常任委員会で、ある程度、一生懸命しよるつもりですが、そこのところ、私も十分分からないので、その意見はなかったと思うんやけど。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 新町建設計画の5年の延長をされたわけであります。要は合併特例債を15年目運用がなってるんですが、もう5年延長できるということであります。この合併特例債の本町の調達枠が幾らで、幾ら使って、合併調達額を、今後5年間、どれだけ使う枠が残っているのか、この質疑があったのか、どのように委員会で論議されたのか、これをお伺いしておきたいと思います。

○大西樹議長 9番、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 竹林議員のその意見も、多分、総務常任委員会ではなかったと思うんですが。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町の合併特例債の調達限度額は103億円少々ですね。そして、今、調達の残りが41.6億円ぐらいあると思います。これを今後5年間にどうするのか、次年度予算編成において我々が真剣に論議すべき方向性ではないかということであります。総務常任委員会において財政全般に対する論議をされることを御期待申し上げて質問を終えます。委員長、御苦勞でございました。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第6 認定第1号 令和元年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第6、認定第1号 令和元年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第1号 令和元年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第2号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第7、認定第2号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第2号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第8 認定第3号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第8、認定第3号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第3号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第9 認定第4号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

○大西樹議長 日程第9、認定第4号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第4号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第10 認定第5号 令和元年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第10、認定第5号 令和元年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第5号 令和元年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第11 認定第6号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第11、認定第6号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第6号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第12 認定第7号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第12、認定第7号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第7号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第13 議案第1号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第13、議案第1号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第1号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１４ 議案第２号 まんのう町手数料条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第１４、議案第２号 まんのう町手数料条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第２号 まんのう町手数料条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５ 議案第３号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第１５、議案第３号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第３号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 4 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 1 6、議案第 4 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 4 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 7 議案第 5 号 新町建設計画の一部変更について

○大西樹議長 日程第 1 7、議案第 5 号 新町建設計画の一部変更についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 5 号 新町建設計画の一部変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 8 号 令和 2 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号

○大西樹議長 日程第 1 8、議案第 8 号 令和 2 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 8 号 令和 2 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 9 号 令和 2 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号

○大西樹議長 日程第 19、議案第 9 号 令和 2 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 9 号 令和 2 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 閉会中の継続調査について

○大西樹議長 日程第 20、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長より所管事務の調査について、また、議会運営委員長より議会運営を効率的、円滑に行うための閉会中の継続調査についてそれぞれ申出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和２年第３回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前１０時３１分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年10月5日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員